

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の趣旨

私たちは今、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などその影響が地球的規模に及ぶ環境問題に直面しています。とりわけ、地球温暖化の問題は、予想される影響の大きさや深刻さから、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとされています。

地球温暖化の防止に向けては、1994（平成6）年の「気候変動に関する国際連合枠組み条約」の発効を機に国際的な検討が開始され、1997（平成9）年12月に京都で開催された第3回締約国会議（COP3）では、主要先進国から排出される二酸化炭素などの6種類の「温室効果ガス」の総排出量の削減目標を定めた「京都議定書」が採択されました。

我が国では、京都会議の成果を受けて、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネルギー法）の改正や「地球温暖化対策の推進に関する法律」の制定がされるなど、昨今、地球温暖化防止に向けた新たな枠組みが展開されつつあります。

一方、千葉県では、従来から、「千葉県地球環境保全行動計画（平成5年策定）」や「千葉県環境基本計画（平成8年策定）」などの基本理念を受け、地域の立場から地球環境保全に様々な取組を進めてきたところです。

こうした国内外の地球環境の動向を踏まえて、環境県千葉として「千葉県地球温暖化防止計画」を策定することとしましたが、地球環境保全をめぐる動向は正に国際間の問題でもあり、今後の国内外の情勢等を踏まえて見直しを行うものとしします。

2. 計画の基本フレーム

(1) 計画の位置づけ

この計画は、

「千葉県環境基本計画」(平成8年策定)で掲げる「地球温暖化の抑制」に係る取組を展開するための具体的な行動計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年制定)で地方公共団体の責務として規定する「その区域の自然的社会的条件に応じた「温室効果ガス」の排出の抑制等のための施策を推進する」ための計画

として位置づけます。

(2) 計画期間

この計画の期間は、2000(平成12)年度から2010(平成22)年度とします。

(3) 削減対象ガス

この計画で削減の対象とする「温室効果ガス」は、「京都議定書」で定められた次の6種類のガスとします。

二酸化炭素(CO₂)

メタン(CH₄)

一酸化二窒素(N₂O)

ハイドロフルオロカーボン(HFC)

パーフルオロカーボン(PFC)

六フッ化硫黄(SF₆)

(4) 削減の目標

各種の対策の実施により見込まれる削減効果量及び我が国が「京都議定書」で世界に約束した削減目標を考慮し、『2010年度における千葉県内で排出される「温室効果ガス」の総量を基準年度(1990年度)に比べて6%削減する』こととします。

基準年度

京都議定書に基づいて代替フロン類(HFC、PFC、SF₆)については、1995年度の排出量を基準年度とします。

(5) 計画の推進主体と役割

この計画を推進するためには、行政(県・市町村)、県民、事業者、民間団体の自主的な取組と連携・協力が必要となります。

行政は、施策を通じて県民や事業者の取組を支援・誘導するとともに、自らの活動において率先して環境への負荷を少なくします。

県民は、日常生活における省エネ・省資源に努め、また行政の施策や地域の取組に協力することが求められます。

事業者は、生産活動や業務活動に伴って発生する「温室効果ガス」の排出抑制技術の改革に努め、温室効果ガスの排出抑制に貢献するとともに、その蓄積したノウハウや技術を幅広く普及させていくことが望まれます。

民間団体は、それぞれの立場から環境学習や地域の活動の実践者として、地球環境保全のための多方面への働きかけが期待されます。

3. 計画が目標とする社会像

(1) 21世紀の新たな社会の構築に向けて

20世紀は、急速な科学技術の進歩に伴う大量生産型の産業社会の発達という国民的合意のもとに、それに支えられた大量消費・大量廃棄型の物質的に豊かな生活を実現してきた時代でした。ところが、このような「もの」の豊かさを追求した社会・生活は、地球の温暖化などのさまざまな問題を引き起こし、人類の生存を脅かしかねないものとなっています。

今、私たちは少子・高齢化時代の急激な到来をまえに、自らの世代の過ちに気づき、21世紀に向けた、「もの」や「エネルギー」の浪費を伴わない「新たな社会構造」を築いていかなければなりません。

さまざまな環境問題を引き起こす地球温暖化の進行を防ぐための新たな社会構造は3つの変革によって達成されます。

私たち自身が、大量消費・大量廃棄型の生活を改める「**ライフスタイルの変革**」が重要です。

「もの」や「エネルギー」そのものの作り方を見直し、生産から使用、廃棄までのサイクルにおいて、環境への負荷をできるだけ抑えるための「**技術の革新**」が必要です。

エネルギー・資源の浪費を抑える社会のしくみに変える「**社会のシステムの変革**」が必要です。

本計画では、地域の立場から、これらの変革を通し地球温暖化防止に貢献することを目標とします。

(2) 地域社会の姿

良好な環境を次世代に継承することが地球環境を保全するという認識のもとに、県民一人ひとりが自然からの恵みをより大切にしながら、快適で潤いのある環境への負荷の少ない地域社会を目標とします。

(3) 産業・経済の姿

生活の基盤として持続的な経済成長を続けながらも、地域や地球の環境を損なうことのないように、物の生産、サービスの提供に伴うエネルギーや資源の消費を可能な限り抑制し、かつ循環利用するような生産方法や製品企画、サービス形態へと転換した産業・経済を目標とします。

(4) 都市の姿

都市機能を支える建築物やインフラの整備において、資源やエネルギーの投入量が抑制されるように計画され、それらの供用時においてもエネルギーや資源を循環利用するための技術が適正に機能していく都市を目標とします。

(5) 交通・物流の姿

今までの利便性を確保しながらも、よりエネルギーの消費が少なく、効率的な手段や方法に改善された交通・物流を目標とします。

(6) 生活の姿

県民一人ひとりが自らの行動が環境へ及ぼす影響を意識しつつ、エネルギーや資源の無駄な消費をできるだけ抑えるような取組が、地域との関わりをもって日常的に行われている生活を目標とします。

(7) 人間の姿

地球規模の広域的かつ長期的な視野を持って情報を収集・理解し、地球温暖化を防ぎ、より豊かな社会を築くために意欲と責任を持ち自ら考えかつ行動できる人間づくりを目標とします。